

2025年度募集



－ 社員は「入れる」から「守る」へ!! －

みんなのミカタ

団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

約 50% 割引 !!

※加入の人数・状況によって変わる可能性があります。



従業員も安心



ES向上で社員さんの
やる気UP!

従業員が病気やケガによって長期間にわたり働けなくなったら…

「働けなくなるリスク」について企業として対策を講じていますか？

リスクを放置しておくとも最悪の場合、会社の倒産にもつながる大きな危機に直面する可能性があります。

こういった場合のリスクと対策について考えてみましょう。

■ 企業の立場でみる「働けなくなるリスク」

頼りにしている従業員が突然働けなくなったら、代替人材の確保や周囲の従業員への対応、人事部としての休職者への対応など企業にとって大きなストレスとなります。



最悪の場合、「人手不足倒産」に陥る可能性も !!

■ 人手不足による倒産の増加

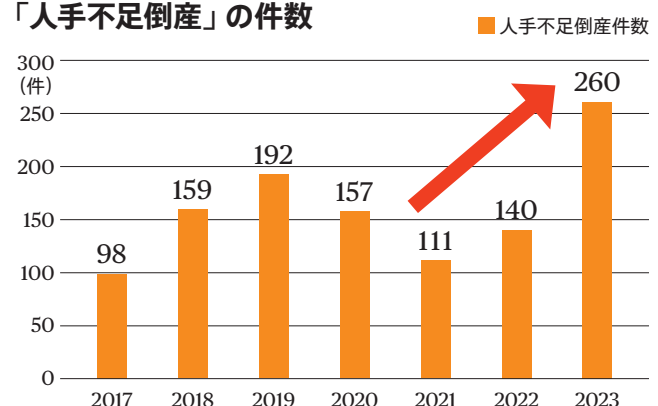
ご存知
ですか？

人手不足の影響で経営破たんに追い込まれる「人手不足倒産」が話題となっています。

人手不足倒産件数は連続で増加しており、優秀な人材確保や従業員の定着率を上げることは企業の課題です。優秀な人材確保のためには、従業員の皆様が安心して働ける環境を提供することが大切です。

「人手不足倒産」の件数は
過去最多ペース

「人手不足倒産」の件数



出典：(株) 帝国データバンク「人手不足倒産」の動向調査

■ 従業員の立場でみる「働けなくなるリスク」

住宅ローンや生活費の心配など、一度働けなくなると従業員の不安はつきません。その期間が長くなるほど、失われる収入は膨大な額になります。さらに、病気やケガで働けなくなった場合、死亡の場合以上に経済的負担が大きくなる可能性があります。

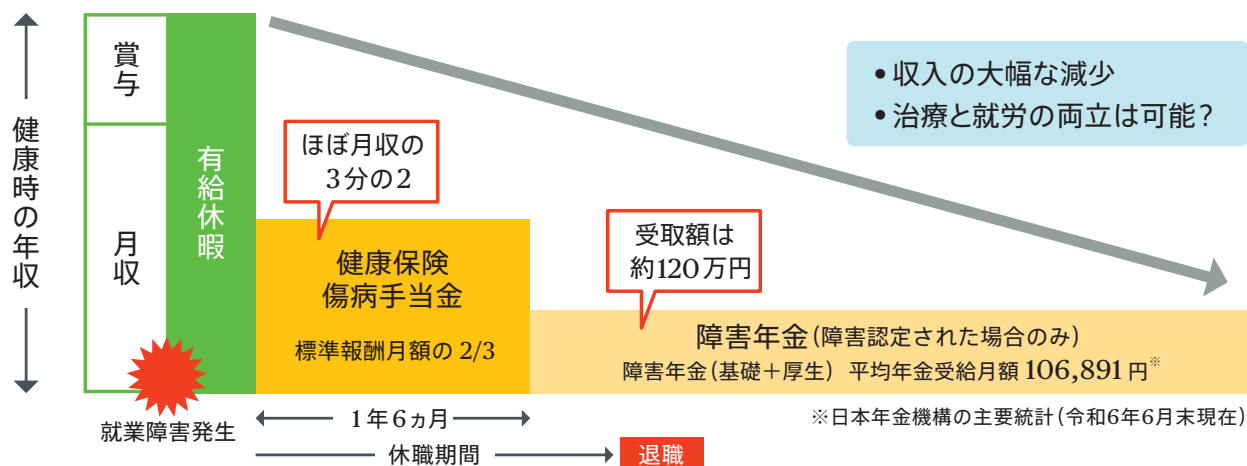


■ 働けなくなった場合の家計への影響

ご存知
ですか？

業務外の事由により病気やケガで会社を休職した場合に利用できる公的保障から「傷病手当金」が支給されます。

これは病気療養中に被保険者とその家族の生活を保障するための制度であり、被保険者が会社を休業し、事業主から報酬が得られない場合に標準報酬月額額の3分の2が支給されます。しかし、支給期間は最長でも1年6ヵ月です。公的保障だけでは生活費は苦しいものになる可能性があります。



傷病手当金の計算例： 標準報酬月額が 30 万円の場合、傷病手当金日額は 6,667 円なので月に約 20 万円支給されます。標準報酬月額が 50 万円の場合、傷病手当金日額は 11,113 円なので月に約 33 万円支給されます。

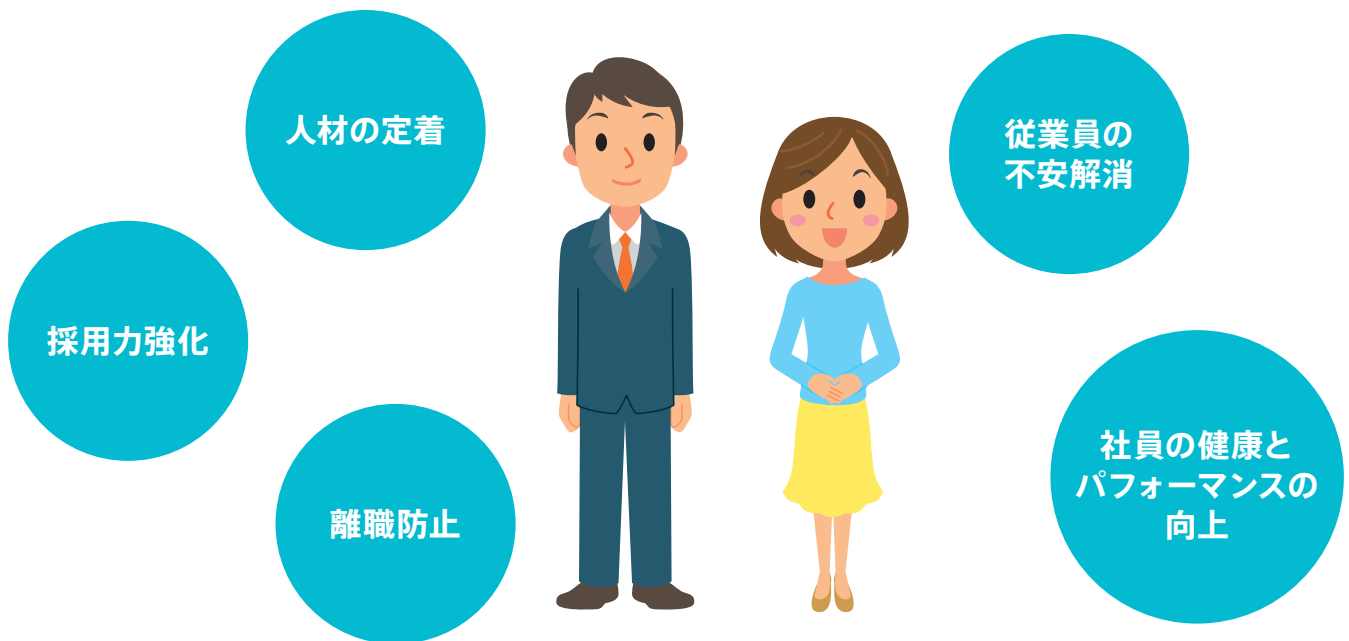
なお、業務中の事由である場合、労災保険より休業補償が給付されます。

休職していても支出は変わりません。生活に支障はないでしょうか？

団体長期障害所得補償保険 (GLTD) を利用した 福利厚生制度のメリット

団体長期障害所得補償保険 (GLTD) は病気やケガで働けなくなったときに、
所得の減少分を長期にわたり補償します。

■ 団体長期障害所得補償保険 (GLTD) を活用した福利厚生制度の確立



Point!

- チャブ保険の団体長期障害所得補償保険 (GLTD) は、企業の福利厚生制度として導入いただくことができます。
- 「福利厚生」の充実により、従業員が経済的な心配をせずに長期療養ができ、公的保障だけで十分に補うことができない所得の不足分を補償します。
- 従業員の皆様の「働きやすさ」と「働き甲斐」を向上することが、人材の確保、定着につながります。
- 働く人の不安を解消し、企業の価値を高めるのが団体長期障害所得補償保険 (GLTD) の役割です

■ 導入企業の声

他社との差別化戦略になりました！

限られた福利厚生費の効率的な活用になりました。

労務リスクの軽減につながると思い採用しました！

採用時のアピールポイントとして想像以上に反響がありました！

労働組合との労使交渉に活用できました。

以前に比べ、休職者対応が行いやすくなりました。

団体長期障害所得補償保険 (GLTD) の特長

独自の福利厚生制度として導入することが可能です。

1

働けなくなった理由が病気・ケガのどちらでも保険金をお支払いします。

身体障害の発生原因を業務災害に限定せず、業務上・業務外、国内・海外を問わず補償されます。

2

自宅療養も補償の対象です。

入院だけでなく自宅療養についても補償の対象です。

3

職場復帰後も補償が継続されます。

給付を受けている方の傷病が回復し、一部就業が可能になったような場合でも、**すぐに補償を打ち切りません**。回復後の所得が健康時の 80 % に満たない場合には、その減少の割合に応じて補償を継続します。

4

職場復帰できずやむなく退職した場合でも補償は継続されます。

会社の欠勤期間・休職期間を経過しても復帰できず、やむなく退職する場合でも、保険金のお支払いは継続します。**安心して次のステップを考えることができます。**

5

精神疾患も補償の対象です。

うつ病やパニック障害等の精神疾患も補償の対象です。精神障害補償特約を付帯する場合は最長 2 年間の補償です。

6

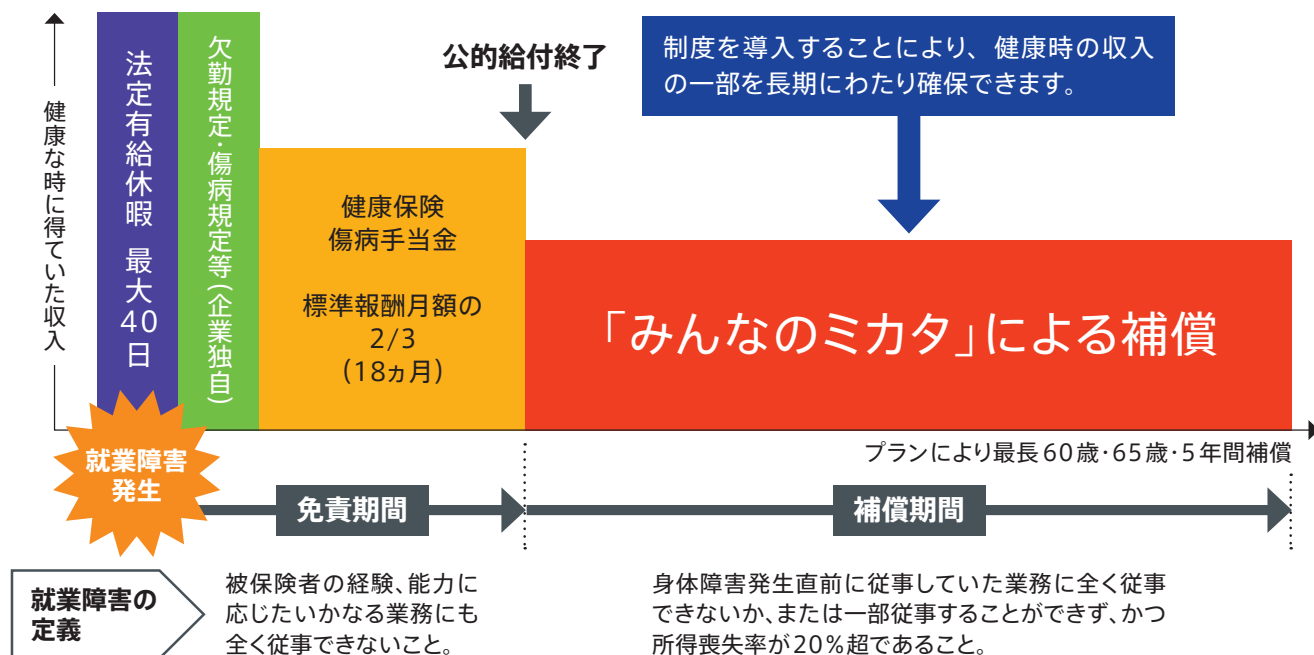
職場復帰・社会復帰をサポートします。

弊社独自の「職場復帰支援プログラム」を活用することにより、休職者に寄り添ったサポートで職場復帰や社会復帰をお手伝いします。

補償プランについて

以下の3つのプランからお選びください。

【口数決定の目安】口数×5万円×12が年収の80%以内になるように設定してください。



	みんなのミカタプラン	みんなの安心プラン	みんなのお守りプラン
てん補期間	60歳まで	65歳まで	5年間
免責期間	545日	545日	545日
保険金額(1口)	5万円	5万円	5万円
加入対象年齢	15歳～59歳まで	15歳～64歳まで	15歳～64歳まで
特約	精神障害補償特約	精神障害補償特約	精神障害補償特約
	天災危険補償特約	天災危険補償特約	天災危険補償特約
	妊娠に伴う身体障害補償特約	妊娠に伴う身体障害補償特約	妊娠に伴う身体障害補償特約

■ 年間保険料(1口あたり)

(円)

年齢区分	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15歳～24歳	2,315	1,586	2,386	1,657	827	524
25歳～29歳	2,390	2,069	2,496	2,175	902	723
30歳～34歳	2,585	2,687	2,727	2,899	991	987
35歳～39歳	3,095	3,871	3,342	4,261	1,289	1,533
40歳～44歳	4,380	5,819	5,052	6,811	2,077	2,561
45歳～49歳	5,841	7,586	7,400	9,782	3,397	4,256
50歳～54歳	6,554	7,838	10,520	12,938	6,093	7,236
55歳～59歳	6,980	7,380	11,549	12,410	10,699	11,453
60歳～64歳	—	—	12,178	11,420	18,872	17,902

※免責期間中(545日)に復職したり、一部の仕事に就業した場合は、保険金のお支払いはできません。
※年齢は保険始期時点での満年齢です。

※当保険料は団体割引10%、メリット割引45%を適用した保険料です。
※年齢区分が変更となる場合は保険料は変更されます。
※加入人数によって保険料が変更になる場合がございます。
※2口から加入することが可能です。

■ ご契約例

従業員 20 名、年齢 40 歳、男女比 8 : 2、
「みんなのミカタ」プランに 3 口加入の企業の場合 ...

年間保険料 **280,068 円** で
60 歳まで **月額 15 万円** 補償!!

一人あたり **約 1,167 円** / 月

従業員 50 名、年齢 45 歳、男女比 8 : 2、
「みんなのお守り」プランに 2 口加入の企業の場合 ...

年間保険料 **356,880 円** で
60 歳まで **月額 10 万円** 補償!!

一人あたり **約 595 円** / 月

■ よくあるご質問

Q1

従業員全員加入ではなく、任意加入はできますか？

A. 残念ですが、任意でご加入いただくことはできません。従業員全員の加入が必須になります。

Q2

**現在 59 歳の従業員がいるのですが「みんなのミカタプラン」に加入できますか？
その場合は、対象期間は 60 歳まででしょうか？**

A. ご加入いただけます。なお、対象期間が 3 年に満たない被保険者の場合は補償対象期間が 3 年間となります。(59 歳で就業不能になった場合は免責期間 (545 日) 後から 3 年間補償)

Q3

保険金の支払いを受けている従業員の分も保険料は払い続けなければいけませんか？

A. 翌年度以降、被保険者から外すことで保険料を支払う必要はなくなります。
ただし、復職した場合に再度被保険者への追加を希望される場合、再加入できない可能性があります。
詳しくは取扱代理店までご連絡ください。

Q4

**流行の感染症の影響で会社を休業することになりました。
従業員への休業補償はできますか？**

A. 自主的な休業に対しては補償の対象にはなりません。あくまで従業員の方が流行の感染症等に感染したことが原因で (医師の診断書の下) 休業をした場合に、免責期間を超えた日から補償の対象になります。

■ お支払い事例

バイクで転倒し、脊髄損傷・・・ 男性 27 歳 製紙会社勤務：車椅子生活に

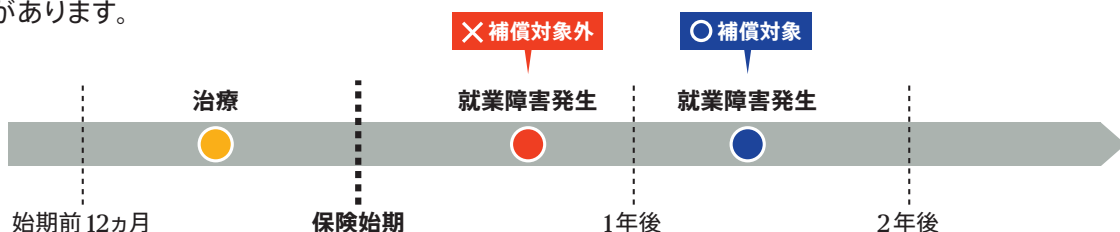
Bさんはモトクロスバイクで転倒し、脊髄を損傷したことで、首より下が完全麻痺となってしまった。元の職場への復帰が見込めなくなり、新たな職業技術資格の取得に向けた「職業リハビリテーション」(みんなのミカタに付帯されるサービスです。)が必要となった。職業リハビリテーションの専門家と相談し、再就職のための準備を行っている。

支払保険金見込み 15万円×370ヶ月(免責期間を除いた60歳までの残月数) **55,500,000円**



■ 保険始期前の治療について

就業障害の原因となった病気やケガに関する治療や投薬等の時期によっては「始期前治療」として補償の対象とならない場合があります。

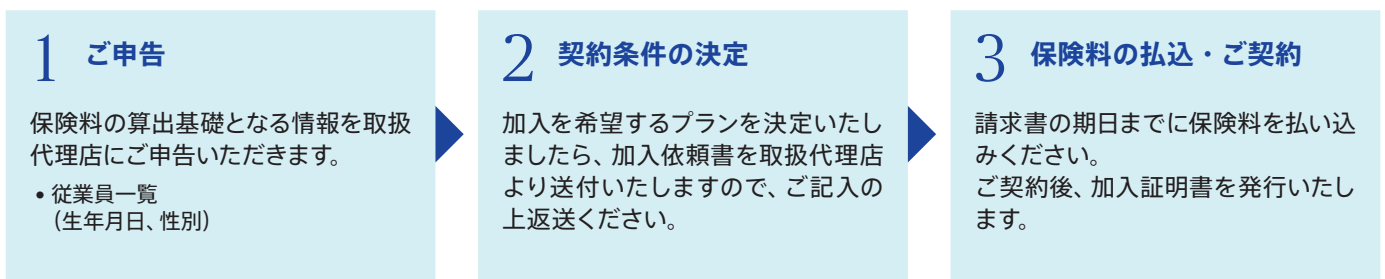


初めて被保険者となった日 (初年度の保険始期日) の直前 12 ヶ月以内に治療や投薬を受けていた病気やケガを原因として、初めて被保険者となった日 (初年度の保険始期日) の加入後 12 ヶ月以内に就業障害が発生した場合は補償対象外となります。

■ オプション補償

精神障害 補償特約	所定の範囲※の精神障害による就業障害について保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金のお支払いは、てん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して24ヵ月を限度とします。 ※平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F04～F09、F20～F51、F60～F63、F66～F69、F84～F89、F91～F92およびF94～F99に該当する精神障害
天災危険 補償特約	次に掲げる身体障害による就業障害についても保険金をお支払いします。 (1) 地震、噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害 (2) 地震、噴火もしくはこれらによる津波に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害
妊娠に伴う 身体障害補償 特約	妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害による就業障害についても保険金をお支払いします。ただし、この特約により補償する危険について適用される免責期間は、普通保険約款で補償する危険についての免責期間または90日のいずれか長い期間とします。

■ ご契約までの流れ



付帯サービス

ご契約期間中には以下の付帯サービスを無料でご利用いただけます。

詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

*本サービスは、弊社以外の外部業者にてご提供します。本サービスの内容等について当社は関与いたしませんので、サービス内容等に関しては各外部業者にお問い合わせください。付帯サービスによって生じた損害について、弊社は一切の責任を負いません。サービス内容については、予告なく変更・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

[ご契約者向け]

安否確認サービス

BCP（事業継続計画）策定の際にお役立てください。
災害発生時に貴社に所属する従業員の安否をアプリとEメールを使ってWeb上で容易に確認できるシステムをご提供します。



職場復帰支援プログラム

就業障害になった方の社会復帰をサポートするために、職業リハビリテーションの顧問やカスタマー・サービス・スタッフが職場復帰のアドバイスをを行います。

専任のメディカル・アドバイザーが職場復帰支援の必要なお客様に対して手厚いサポートを行い、職場復帰の支援を行っています。



早期支援サービス

傷病発生直後からご契約者や被保険者、家族からの相談を受けたり、地域の医療・福祉サービス機関の情報提供を行います。

職業リハビリテーション支援サービス

職業リハビリテーションが必要と判断される場合、復職・再就職の支援、または必要な資格取得、職業訓練等の情報提供を行います。

公的給付申請支援サービス

各公的医療保険の申請手続きを行うにあたり、就業障害が長期におよびその結果退職される場合や障害認定を受ける場合、また身体の障害によりそれが困難な場合は弊社と提携する社会保険労務士が事務手続きについてアドバイスします。



ストレスチェックサービス

改正労働安全衛生法の対応には、ストレスチェックサービスをご利用ください。
ご契約者には、ストレスチェックサービスを年1回無料でご提供します。

[ご契約者とその従業員の方向け]

SOS ホットライン

ご契約者とその従業員の皆様は、SOS ホットラインで以下の電話相談サービスをご利用いただけます。

■ 24 時間緊急医療・健康相談サービス

受付時間：24 時間 年中無休

相談スタッフ（医師、保健師、看護師）が健康・医療に関する様々な質問にお答えし、適切なアドバイスをします。

■ 介護相談サポート

受付時間：24 時間 年中無休

ご家族の介護に関する問題やお悩みについて相談スタッフ（医師、保健師、看護師）がご相談をお受けします。

■ 心の健康相談サービス

受付時間：平日 9 ～ 21 時／土曜 10 ～ 18 時

心の悩みや不安な気持ちについてカウンセラーが丁寧にお話を伺います。メンタル不調を抱える前にぜひご相談ください。

■ 生活習慣病サポート

受付時間：24 時間 年中無休

気になる生活習慣病について相談スタッフ（医師、保健師、看護師）が改善に向けてアドバイスをします。

[ご契約者の人事担当の方向け]

人事部ヘルプダイヤル

受付時間：平日 10 ～ 20 時／土曜 10 ～ 18 時

メンタルヘルス不調者への対応や復職時に注意すべきポイントやアドバイス等について電話でご相談に応じます。また、カウンセリング対応可能な医療機関の情報提供などを行います。



[大口契約者向け]

大口契約者には以下のサービスを追加してご提供します。

年間保険料 500 万円以上の場合：EAP サービスまたは年 2 回までの研修サービス。

年間保険料 300 万円以上 500 万円未満の場合：年 1 回の研修サービス。

EAP サービス（従業員支援プログラム）

- EAP 専用サイト（Web 相談、よくある相談、教えてドクター、健康まめ知識かんたんセルフチェック、相談ランキング等）
- 電話カウンセリング
- 対面カウンセリング（全国約 200 カ所の提携医療機関やカウンセリングルーム）

研修サービス

- ヘルスケア研修
- 食育や睡眠に関するセミナー
- 働く女性のためのセミナー 等



お支払いする保険金について

■ 保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間中にケガまたは病気が原因で、就業障害に陥り、所得の損失が発生した場合、所定の免責期間を超えて就業障害が継続する期間に対して、支払基礎所得額をもとに保険金をお支払いします。

- ・免責期間終了日の翌日から協定書記載のてん補期間を限度とします。
- ・被保険者がお亡くなりになった後は、保険金をお支払いしません。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

下記のいずれかの身体障害による就業障害については、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失による身体障害
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為により被った身体障害
- ③ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害
- ④ 被保険者の無資格運転、酒酔い運転中の事故により被った身体障害
- ⑤ 直接・間接を問わず被保険者が初めてこの保険契約の被保険者となった日以前に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づいた服薬をしていた身体障害
- ⑥ 発熱等の他覚的症状のない感染
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動等により被った身体障害
- ⑧ 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはそれ以外の放射性照射、放射能汚染により被った身体障害
- ⑨ 頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があってもそれを裏付ける医学的他覚所見のない症状

【用語の説明】

支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書記載の所得の額をいいます。
就業障害	被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が生じている協定書記載の状態をいいます。 なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。 就業障害の定義（就業障害区分 C の場合） 免責期間中：被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 免責期間終了日の翌日以降：身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失が 20% 超であること。
所定の免責期間	就業障害が継続する協定書記載の期間をいい、この期間に対しては保険金をお支払いしません。
所得喪失率	所得が 0 の場合の所得喪失率は 100% です。就業発生後限定的な仕事に携わることで所得が発生する場合があります。〈例：軽作業の手伝いや週 1 回の勤務等〉 このような場合、支払基礎所得額に下記の算式で定義される「所得喪失率」を乗じることで、就業障害発生前からみて失われた収入を評価します。1 - (免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額 / 免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額)
身体障害	傷害または疾病をいいます。
てん補期間	免責期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、弊社が保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

- ・ご契約に際しては、就業障害の定義や保険金のお支払い方法、保険料の払込み方法等について弊社とご契約者との間で「協定書」を締結します。
- ・中途入社者や退職者に関して、保険期間終了後に確定精算を行う必要はありません（ただし企業の合併等、著しく従業員数に変動がある場合はこの限りではありません）。
- ・被保険者は従業員全員の加入が必要です。被保険者名簿（従業員名簿、賃金台帳等）の備付けが必要となります。従業員名簿にお名前の記載がない方に係る損害は、保険金支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。
- ・病歴・治療歴に関する個別告知については原則不要です（既に休職中の従業員がいる場合は別途ご相談ください）。
- ・ご加入時に既に発生している病気やケガのために医師の治療、投薬を受けている場合は、その病気やケガについては保険金をお支払いできません。
- ・ご契約後に次のようなことが生じた場合には、ただちに取扱代理店または弊社にご通知ください。
 - ① 住所を変更された場合
 - ② 保険契約者の業種に変更が生じた場合

ご契約にあたってのご注意 (重要事項説明書)

1. クーリングオフ **注意喚起情報**

クーリングオフとは、お申込人またはご契約者様が、お申込みから一定期間であれば、ご契約の撤回等が行える制度です。しかしながら、本契約は保険期間が1年以下の契約（保険契約の継続に関する特約を付帯した場合を含む）であるため、クーリングオフの適用対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。

2. 告知義務および通知義務 **注意喚起情報**

申込書に★印を付けた記載事項（「他の保険契約等」など）について知っている事実が記載されていない場合または事実と異なっている場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。その他の記載事項も含め、ご記入にあたっては十分ご注意ください。なお、ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

- ① ご契約者の保険証券記載の住所の変更が生じた場合について
- ② ご契約者・被保険者の氏名の変更が生じた場合について
- ③ 特約の追加など、契約条件を変更する場合
- ④ 保険契約者の業種を変更した場合

3. 重大事由解除について

次のいずれかに該当する場合、保険契約者への通知をもって保険契約を解除することがあります。

- ① 保険金の不正取得を目的として故意にケガや損害を発生させた場合
- ② 保険金の請求に詐欺行為があった場合
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること
ア. 反社会的勢力に該当すると認められること
イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていると認められること
ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の運営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 保険契約者等と弊社との間で信頼関係が損なわれ、契約の存続が困難となる重大な事由が発生した場合

※反社会的勢力とは暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

4. 分割保険料の払込猶予期間、契約の失効（解除）等の取扱い **注意喚起情報**

保険料払込方法が口座振替の場合は、分割保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。分割保険料払込期日後1ヵ月を経過しても保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

5. 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

保険契約を引受けている損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」がありますが、支払われる保険金や解約返れい金が約款にしたがって計算された金額の90%に削減されることがあります。詳細は、弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。弊社までお問い合わせください。

6. 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）について、以下のとおり取り扱います。なお、詳細については、弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

(1) 主な利用目的について

- ① 弊社が取り扱う保険の案内、募集および販売
- ② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- ③ 保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ④ 適正な保険金・給付金の支払
- ⑤ 弊社のグループ会社・提携先企業の商品およびサービスに関する情報の案内
- ⑥ 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- ⑦ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
（国内外の再保険引受会社等に対して、氏名、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する情報を提供することがあります。）
- ⑧ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ③ 弊社のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

7. 共同保険の取扱い

弊社および他の損害保険会社との共同保険となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っております。

8. 事故が起こったとき

事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または下記の窓口にご連絡ください。

事故受付窓口：受付時間 年中無休 24 時間
0120-011-313

9. 保険会社等への苦情・要望などの連絡先窓口 **注意喚起情報**

- ① 弊社への苦情・要望などは、下記にご連絡ください。

お客様サポートダイヤル：0120-550-385

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日・年末年始を除きます）

- ② お客様と弊社との間で問題を解決できない場合

（弊社の契約する指定紛争解決機関）

弊社は、法律に定められた指定紛争解決機関である「一般社団法人保険オンブズマン」と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

詳細はホームページ (<https://www.hoken-ombs.or.jp/>) をご覧ください。

一般社団法人保険オンブズマン：03-5425-7963

受付時間：午前 9 時～12 時、午後 1 時～5 時（土・日・祝日・年末年始を除きます）

10. その他

このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

[illegible]

[illegible]

- ご契約に際しては、重要事項説明書を必ずお読みください。
- 補償内容が同様の保険契約等（特約を含む）が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の相違や保険金額、必要性の有無をご確認のうえ、ご契約ください。
- 保険契約のお申込み時は、保険契約申込書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
- 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。なお、ご契約後1ヵ月を経過しても保険証券が届かない場合には、弊社までご照会ください。

取扱代理店

株式会社 NIS 保険サービス

〒957-0057 新潟県新発田市御幸町 2-9-3
TEL 0254-26-9965 FAX 0254-26-9910
Mail: d.katayama@nis-insurance.co.jp

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険） 北関東支店

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5
ソニックシティビル
TEL 048-644-1233（代）
www.chubb.com/jp

CHUBB®

2025年6月版
CL252272